

ご旅行条件

ここに記載のない事項は当協会旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

■本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書の一部となります。

■募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、特定非営利活動法人六日町観光協会（以下「当協会」という。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当協会と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」という。）を締結することになります。
- (2)契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）に記載されている条件のほか、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表及び当協会旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当協会約款」という。）によります。
- (3)当協会はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」という。）の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けまします。

■お申し込みと契約の成立・旅行代金のお支払い

- (1)ご来店にてお申込みの場合、所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。旅行契約は、当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。申込金は旅行代金又は取消料若しくは違約料のそれぞれ一部として取り扱います。
- (2)電話、郵便及びファクシミリ等の通信手段にてお申込みの場合、当協会が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金の支払いが必要です。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当協会はお申込みはなかったものとして取り扱います。契約は、当協会の承諾と上記の申込金をもって成立するものとします。残金はご旅行当日までにお支払いいただきます。

■お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が、当協会に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)慢性疾患をおもちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、身体に障がいをおもちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出下さい。当協会は可能な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当協会がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。
- (5)お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となります。
- (6)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当協会が判断する場合は、ご参加をお断りさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

■最終旅行日程表

当協会のお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終日程表を運くとも旅行開始日の前日までにお渡しします。ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

■旅行代金・追加代金・お支払い対象旅行代金

- (1)特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上12歳未満の方は、こども代金となります。
- (2)追加代金とは、宿泊ホテルの指定の選択、1人部屋追加代金、延泊による追加する代金、その他パンフレット等で「追加代金」と称したものをいいます。
- (3)申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

■旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金（普通席）、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
 - (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体行動に必要な心付。
 - (3)その他パンフレット等において、旅行代金に含まれる旨表示したものを、上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。
- ### ■旅行代金に含まれないもの
- (1)前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
 - (1)自由行動中の見学料、食事料、交通費等。
 - (2)超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）。
 - (3)クリーニング代、電報電話料その他の追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
 - (4)傷害、疾病に関する医療費（傷害・疾病保険料等）。
 - (5)ご希望のみ参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金。
 - (6)運送機関が課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）。
 - (7)自宅から発着地までの交通費・宿泊費。

■旅行契約内容・旅行代金の変更

- (1)当協会は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当協会の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。
- (2)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、旅行代金を変更することがあります。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。減額がなされるときは、運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。

■取消料（お客様による旅行契約の解除）

- (1)お客様はいつでも所定の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。ただし、解除のご連絡は当協会の営業時間内のみお受けいたします。
- (2)当協会の責任とならないローンの取扱上の事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)お客様のご都合による出発日およびコースの変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取り消しとみなし、所定の取消料を収受します。
- (4)次の場合は取消料はいただきません。
 - (a)契約内容に下記「旅保保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更その他の重要な変更があったとき。
 - (b)著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の改定によって旅行代金が増額されたとき。
 - (c)天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
 - (d)当協会が最終日程表をお客様の同意なしに旅行開始日の前日までに交付しなかったとき。
 - (e)当協会の責に帰すべき事由により、当初の日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

解除期日	取消料（おひとり）
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	
①8日前に当たる日以前の解除	無料
②7日～2日前日に当たる日の解除	旅行代金の20%
③旅行開始日の前日の解除	旅行代金の30%
④旅行開始日当日（旅行開始前）の解除	旅行代金の50%
⑤旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%

■当協会による旅行契約の解除

次の場合、当協会は契約を解除する場合があります。お客様の旅行代金不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、その他当協会の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等

■最少催行人員

最少催行人員に満たない場合、旅行を中止することがあります。その場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知します（日帰り旅行にあっては3日目に当たる日より前に旅行を中止する旨を通知します）。

■旅保管理等

当協会は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当協会係員の指示に従っていただきます。

■当協会の責任

- (1)当協会は募集型企画旅行契約の履行にあたって、当協会又は当協会が手配を代行させた者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- (2)お客様が次に例示するような事由により、損害を被られた場合におきましては、当協会は原則として本項(1)の責任を負いません。
 - (a)天災地変、戦乱、暴動又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (b)運送・宿泊機関等の事故、火災により発生する損害
 - (c)運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
 - (d)官公署の命令、伝染病による隔離又はこれらによって生じる旅行日程の変更、旅行の中止
 - (e)その他の当協会または手配代行者の関与し得ない事由により被害を被ったとき
- (3)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)のお客様からの損害通知期間規定にかかわらず損害発生の日から起算して14日以内に当社に対して申し出があった場合に限り賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり最高15万円まで（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）といたします。

■特別補償

当協会は、当協会の責任が生じるか否かを問わず、旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）別紙の特別補償規定で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外来の事故が発生し、その生命、身体及び手荷物の上に被られた一定の損害につきましては補償金及び見舞金を支払います。

■旅保保証

- (1)当協会は、次に掲げる契約内容の重要な変更（ただし次に掲げる事由による変更を除きます）。天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置が生じた場合は、旅行代金に次いで記載する率を乗じて得た額の変更補償金を支払います。ただし、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。
- (2)本項(1)の規定にかかわらず、当協会がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とし、またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。
- (3)当協会はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと対応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	1件あたり率（%）	
	旅行開始日前	旅行開始後
本パンフレットに記載した		
(1)旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2)入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3)運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合限ります。）	1.0	2.0
(4)運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5)旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6)宿泊機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(7)宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8)前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当協会約款の規定を守らないことにより当協会が損害を受けた場合は、当協会はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2)お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたとき、旅行地において速やかにその旨を当協会または、当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

■お客様の交替

お客様は、当協会の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入し、当協会に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。

■国内旅行保険への加入

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の国内旅行保険に加入されることをお勧めします。

■個人情報の取扱い

- (1)当協会は旅行申込みの受付に際し、所定の申込書に記載された項目についてお客様の個人情報取得いたします。お客様が当社にご提供いただく個人情報の項目をご自分で選択することはお客様の任意ですが、全部または一部の個人情報を提供いただけない場合であっても、お客様との連絡、あるいは旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のために必要な手続きがとれない場合、お客様のお申込、ご依頼をお引受けできないことがあります。
- (2)当協会は、前号により取得した個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において旅行サービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用し、また、当パンフレットに記載された運送・宿泊機関等及び保険会社等に対し、電子的方法等で送付することにより提供いたします。

■旅行条件・旅行代金の基準

本旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は2017年4月1日とします。

■その他

- (1)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用はお客様にご負担いただきます。
- (2)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

旅行企画・実施：（新潟県知事登録旅行業第3-352号／（一社）全国旅行業協会会員）

特定非営利活動法人六日町観光協会

（国内旅行業務取扱管理者 青野 広明）

営業時間： 午前8時30分から午後5時30分まで 定休日：年中無休

電話番号： 025-770-1173 FAX番号： 025-770-1183

E-mail: office@muikamachi.jp URL: http://www.muikamachi.jp/

〒949-6680 新潟県南魚沼市六日町140-2

※担当者の説明に不明な点があれば、旅行業務取扱管理者にご質問ください。

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書類の一部となります。